

1 研究課題

フィリピンの訪日巡礼観光をめぐる〈法的身分〉と〈身体〉の人類学的研究

2 研究成果の概要

本研究は、フィリピン・マニラにおける訪日観光ビザ申請の過程を事例に、人びとが観光者としての自らの「法的身分」および〈身体〉と交渉し、それを構築・獲得していくプロセスを文化人類学的に明らかにすることを目的としたものである。研究開始当初は訪日巡礼観光に注目していたが、調査上の理由によって対象を一般的な訪日観光へと修正せざるを得なかった（「4 研究の目的」にて経緯を詳述する）。また、調査が進むにつれて、訪日観光ビザの取得手続きについて重点的に考察することが移動主体の法的身分に関する本研究の論点をより明確化させることが判明したため、在フィリピン日本国大使館とビザ申請者とをむすぶ仲介者の役割を果たす、マニラの旅行会社にて参与観察調査を実施し、ビザ申請書類が申請者によって準備され作成される過程、およびそれらの書類が旅行会社のビザ担当職員によって審査される過程を民族誌的に観察・分析してきた。

以上を通じて、本研究はおもに次の3点を明らかにした。第1に、ビザ申請の一連の手続きが、申請者の親族や知人、さらには書類を確認する旅行会社職員の特殊な「翻訳」実践をも巻き込んだ協働的なプロセスとして進行すること、そしてそれらのプロセスが最終的には「書類上の個人」というべきパッケージ化された法的人格を構築していく動態である。第2に、ビザ申請書類の準備過程や、旅行会社職員によってなされる本人確認、個人の同定の作業が、「近代的個人」の輪郭を析出していく過程を明らかにした。この析出は、協働的な関係の網の目から「個人」を輪郭づけ切りだすような仕方と、最小単位としての自律的個人をさらに掘り崩してゆくような仕方とが交差しながら進み、最終的な審査を引き受ける「書類上の個人」と「申請者という個人」の双方をともに構築し可視化させていくことを指摘した。最後に、国境政策や移動をめぐる監視・管理技術の文脈で可視化される、人の移動を不均衡に振り分けてゆくグローバル・ポリティクスを「(イン)モビリティの配分の政治」として概念化し、そうした不均衡な配分の内側において自らの移動性と位置を獲得・調整してゆく、交渉実践としてのビザ申請を位置づけてきた。

本研究は、中・長期的な滞在や移住を主に対象化してきた既存の越境移動研究の議論を観光という短期滞在移動の事例から語りなおす可能性を提示した。また、メラネシアや南アジア研究における人格論(人格性)と個人性をめぐる議論を、近現代特有の移動形式としての観光の文脈において、あるいは移動する個体とその身体を捕捉する生政治的な統治技術の問題において再定位する可能性を示唆するものである。本研究はこの2点において、既存の東アジア研究および文化人類学への貢献をなすものである。

3 研究開始当初の背景

本研究開始当初(2019年6月)に注目していたのは、東アジアを目的地としたフィリピンからの国際移動が展開するなかで、観光という短期滞在移動の隆盛をそこにどのように位置づけることができるかという問題であった。報告者は本研究開始以前まで取り組んでいた「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の世界遺産登録運動(2018年に世界遺産登録)とその地域的受容のプロセスに関する民族誌的研究を進めるなかで、「長崎の教会群」の巡礼観光のために訪日するフィリピン人が増加傾向にあ

ること、そして長崎大司教区とフィリピン・マニラのカトリック教会との間で長崎巡礼の観光商品化が進行していることを発見した。2016年にはマニラから教会神父が現地旅行会社職員らとともに長崎を視察に訪れるなどしている。

観光ツアーが国境を越えて展開するプロセス、とくにカトリック教会同士のグローバルなネットワークが観光を契機に生じ、巡礼観光という新たな越境移動が創出されてゆくプロセスは、フィリピンから日本へのトランスナショナルな人の移動のきわめて現代的な一側面をなすものだと考えられた。とくに既存研究は労働移住や国際結婚など、日本での定住を前提とした移動や中・長期的滞在の事例を中心に扱ってきた一方、本研究が対象とする観光のようなごく短期の越境移動形式もまた国境を越えた人びとのネットワークを喚起・創出しうる可能性については見過ごされてきたといえる。

他方で、国境を越えた移動は誰にでも即座に実践可能な営みではない。なにより国境を越えた人の移動は、つねにその「合法性」において管理のまなざしに介入され、審査され、疑義を投げかけられてきた営為にはかならず、ビザやパスポート、種々のトラベルドキュメント、そして人の移動を監視・管理すると同時に促すような出入国管理の問題と不可分なものである。上述の先行研究では、越境が創造する文化やアイデンティティのダイナミズム、そして国境を越えた社会関係・コミュニティの再編過程が移動者の生活史や生活実践から明らかにされてきたが、国境を越えた移動という営みを当事者がいかに可能な実践としてきたのかという点には議論の余地が残されている。

フィリピンからの訪日観光移動もまた、観光ビザ取得の段階ですでに、移動しようとする個人とそこに介入する国家的機構との交渉があらわれており、移動の権利に対する「アクセス」の問題が顕在化している。ビザ取得のためには妥当な渡航目的・旅程を示すことに加えて、自らの客観的な経済的安定性や、さらには戸籍・犯罪歴などの法的身分に関わる情報を証明する必要がある。また現政権下で急進する生体認証管理の導入と社会的監視の強化を背景に、各種申請には、顔写真や指紋等の生体認証と紐づけられた複数のID情報の提示・登録が必須となっている。すなわち観光者の社会経済的な状況や法的身分、そして身体が、越境移動と出入国管理の文脈において問題化され、国家的な監視・管理の論理に介入されているということである。移動がもたらす文化的変容やアイデンティティの問題ではなく、移動を果たすために当事者たちが対処しなければならない法的手続きや申請、そして身分証明の過程に焦点をあて、個人が「観光者」としての自身の適切な身分を獲得・証明していく交渉実践として観光ビザ申請を民族誌的に描きだす作業は、移動をめぐる人類学的研究の蓄積に新たな視座をもたらすものと考えた。

4 研究の目的

本研究の当初の目的は、フィリピン・マニラを事例に、ビザやパスポートといった越境に関わる法的手続きに注目しながら、訪日巡礼観光という現代的な越境移動における人びとの身分証明の実践を民族誌的に明らかにすることにあった。しかし次の2点の理由により、本研究の主たる対象を「巡礼観光」から訪日観光一般へと変更する必要に迫られ、研究の目的を「フィリピン・マニラにおける訪日観光ビザ申請過程を事例に、人々が観光者としての自らの〈法的身分〉および〈身体〉と交渉し、それを構築・獲得していくプロセスを文化人類学的に明らかにすること」とした。

【研究目的の修正の理由】

第1に、2016年から長崎県とマニラ市内の一部教会との間で交渉が進められていた長崎県の巡礼観光の商品化が、2019年10月以降実施したマニラ現地調査時においてもまだ具体的な形をみておらず、両国の旅行会社と教会間の意見交換が続いている状況にあったことである。当該調査時、国内外の巡礼観光ツアーを中心に企画・販売するマニラのカトリック系旅行代理店や、過去に長崎に視察に訪れていた旅行会社をはじめ計7社の旅行代理店に聞き取り調査を行ったが、長崎巡礼ツアーの商品化に関する具体的な企画やその進捗状況について情報を得ることはできなかった。

むしろ旅行会社からは、「長崎を訪れている人びとは、個人観光あるいは親族訪問目的で訪日し、東京や大阪といったフィリピン人にとっての人気観光地をめぐる後に、追加で長崎を訪れているのではないか」「(長崎の教会等で)来訪の目的を問われた際に、観光ではなくカトリック教会の見学目的だという回答をしたのではないか」といった発言があったとともに、巡礼観光をするための大前提として必要な観光ビザ申請の取得ハードルの高さや、旅行代金の高さといった課題によって、具体的な旅行商品企画の検討が遅れているのではないかという意見が述べられた。なお、報告者が重点的に参与観察を実施したTA TOURS(仮名:マニラ首都圏における訪日観光商品の企画・販売において主導的な立場にある旅行会社の一つ)においても同様の認識であった。また、長崎を訪れた教会を訪ね、長崎県との書簡や長崎県関係者との会談の記録と謝辞が記された書類をみせてもらったが、具体的な商品生産の交渉(巡礼観光商品として打ち出すルートや価格等の詳細)は進んでいないことがわかった。

これらの発見から推察されるのは、フィリピンからの訪日巡礼観光の増加は長崎県側の認識として理解すべきものであり、両国間の見解にずれがありうるということであった。このずれを掘り下げることとは興味深い一方で、現実にパッケージツアー生産の目途が立っていないことが判明した点、また聞き取り調査からはビザ申請をめぐる困難性の問題が一層浮かび上がってきた点を踏まえてテーマの修正を検討していたところに新型コロナウイルス感染症の世界的拡大が発生し、フィリピンからの訪日観光の一切が停止してしまった。これが2点目の理由である。新型コロナウイルス感染症とその対策によって国境管理をめぐる権力や「国家」への想像力が様々に無視できないものとなっている状況下、越境移動の障壁に直面しつつもそれを乗り越えていこうとする人びとの諸実践のフィールドとしてビザ申請という論点を掘り下げていくべきだと判断し、対象を限定的な訪日巡礼観光から訪日観光一般の文脈へと広げることを決めた。

5 研究の方法

フィリピンでは、訪日観光ビザの申請は政府指定の旅行会社を通じて行う必要があり、個人が在フィリピン日本国大使館に直接申請することは認められていない。ゆえに観光ビザ申請は指定旅行会社による代理申請の形をとる。そこで、報告者はマニラ首都圏に位置する指定旅行会社のひとつである TA TOURS (仮名)において 2019 年 10 月から 2020 年 4 月にかけて民族誌的調査を実施し、ビザを申請する個人と旅行会社職員との交渉過程に着目しながら訪日観光ビザ申請の一連のプロセスを観察した。

当初の計画では、2019 年 10 月～2020 年 4 月の期間と、2020 年 9 月～2021 年 3 月の 2 度にわたってマニラ現地調査を実施し、(1) 訪日観光ビザ代理申請業務の一連のプロセスを旅行会社側の視点から把握すること、(2) ビザ申請を行う個人が、申請に必要な各種書類を準備し申請を行うまでの一連のプロセスを追跡的に観察すること、(3) 申請の過程で申請者と旅行会社職員との間で取り交わされるコミュニケーションの詳細を観察すること、という 3 点を段階的に明らかにしてゆく予定であった。しかし現地調査中の新型コロナウイルス感染症の流行により、外出禁止令によって調査が中断されたほか、2020 年 4 月以降のフィリピン渡航が不可能となり、結果的には(2)については実施がかなわなかった。また(3)についても、十分なデータが得られていない段階で訪日観光ビザ申請業務が停止されたため、オンライン通話等で過去の経験談を職員からヒアリングするなどの予備的な調査に留まってしまった。

当初の最終年度であった 2020 年 4 月から 2021 年 3 月の期間では、予定していた現地調査が新型コロナウイルス感染症の影響により実施できなかったため、研究期間延長を申請したうえで現地調査を 1 年後ろ倒しにしつつ、これまで得られた観察データと文献資料を用いた成果報告に重点的に取り組んだ(詳細は研究成果にて記述)。また訪日観光ビザの申請経験を有する者、および過去に同ビザ申請者の招聘人となった経験のある日本人と在日フィリピン人を現地インフォーマントの助けを借りながら探し、2021 年 4 月から 2022 年 4 月末にかけて該当者に Zoom を用いたオンライン聞き取り調査を行った(4 名に対し、1 回 1 時間～2 時間程度の聞き取り調査を期間中に 6 度実施)。

研究期間延長後の最終年度にあたる 2021 年 4 月から 2022 年 4 月末までの期間においても、新型コロナウイルス感染症の影響によってフィリピン・マニラ渡航が不可能であったため、直前に述べたオンラインでの聞き取りに加えて、旅行会社 TA TOURS 日本支店への聞き取り調査を実施した。また、同旅行会社が Facebook と YouTube で行う情報発信に対するフィリピン人からのコメントの分析を行うことで、SNS 上のコミュニティでビザ申請に関する情報交換が進行する状況について観察した。

また重点的には、文献研究の展開に取り組んだ。具体的には 2 点にまとめられる。第 1 点は、ビザ申請を一連の「個人の析出プロセス」として理解するための枠組みの検討である。ビザの申請と審査においては、申請者の身元情報や身体情報、社会的地位、渡航計画表といったきわめて断片的な個人情報が書類上で再編成されるだけでなく、日本在住の親族や招聘人の身元情報もまた審査され、それらがひとつの「書類の束」に束ねられる。この「束」の総合が「書類上の個人」という単一の人格として、申請者を代理して審査されることになる。この一連の過程において問題化されている人格と個人の存在論を議論するために、人格の社会性を検討してきた既存の人類学的研究と、ミシェル・フーコーによる近代的個人の産出権力の議論、そしてフーコーの生権力論を引き継ぎながら国境管理のポリティクスを分析する監視社会論的研究やボーダー・スタディーズの蓄積を接合させる作業に取り組んだ。第 2 に、欧米圏のモビリティ・スタディーズの議論について、とくに「移動の政治学」に焦点を置く議論を整理したことで、移動の権利を不均等に配分し続けるグローバル・ポリティクスの内側においてそれに抵抗的に向き合う実践としてのビザ申請の位相を明らかにすることを試みた。

【1. 協働作業としてのビザ申請プロセスと、仲介者としての旅行会社職員の翻訳】

旅行会社 TA TOURS(仮名)におけるビザ申請受付業務の参与観察を経て本研究が明らかにしたのは、ビザ申請の一連の手続きが、申請者の親族や知人、SNS で連絡を交わす他者、外部コンサルタント、さらには書類をチェックする旅行会社職員をも巻き込んだ協働的なプロセスとして進行しながらも、それらのプロセスが最終的には「書類上の個人」というべきパッケージ化された法的人格を構築していく過程である。ビザ申請者は家族や過去に訪日観光経験のある知人や、SNS コミュニティ内の他者、日本の招聘人等の助けを借りながら、ビザ申請の必要書類の「パッケージ」を作ろうとする。

このプロセスには旅行会社職員も深く関与しており、彼らは大使館という国家の代理的主体をさらに代理し、国家をめぐる想像力を翻訳しながら、申請者の必要書類に対するインフォーマルなアドバイスを行う。その参入形式は「大使館による審査」というブラックボックスの翻訳作業として理解しうるものである。最終的にビザ発給の審査を行う大使館は、国家安全保障の論理にもとづいて、その審査基準や結果の理由の一切をビザ申請者にも旅行会社職員に対しても開示しない。加えて、仮にビザが承認されなかった場合、申請者は同一ビザの再申請を以後 6 か月行うことができなくなってしまうため、観光ビザの申請はいわば「一発勝負」に近い緊張感をはらむものとしてある。ゆえに申請者は、「一発勝負」の成功に向けて事前に可能な限りの情報を職員から得ようと試みるわけだが、ここにおいて職員の側は、自らに対しても決して公開されないビザ審査基準を経験則から想像しそれを申請者に伝えるという、「原著なき翻訳」あるいは「起源なき翻訳」と呼びうる実践を行っていた。

一例として、日本の渡航先で知人や親族に会う場合に提出が必要となる「知人／親族関係証明資料」について述べる。SNS やチャットアプリの会話履歴、申請者と知人がともに写る写真データの印刷物などがこれに該当するが、職員側はそれらのインフォーマルな資料情報が人間関係を端的に証明しているか否か——正確に言えば大使館職員によって、提示された人間関係の「事実性」が認められるか否か——の判断を大使館に先んじて行い、「この写真は 2 人の距離が離れすぎているから微妙だ。別の写真はないのか」と申請者に指示をしたり、申請者側が「この(別の)写真ならどうか?」と提示したスマートフォンの画面を一緒に確認したりしながら、ともに審査に向けて準備する関係を紡ぐ。だが、審査の結果や理由、実際に大使館がどのような判断を下すかは職員にもわからない。大使館の審査者のように振舞いながらも申請者と協働関係を持とうとする職員の実践は、ブラックボックス的な存在としての大使館を経験則上・想像上で開示する「起源なき翻訳」実践として理解しうるものだと考えられた。

【2. 「本人確認」「個人の同定」が析出する個人性のダイナミズム】

ビザの申請書類は、申請者本人を代理して最終的な審査を引き受けるアクターとなる。この書類の一枚一枚と書類上の断片的な情報たちの束が「書類上の個人」を、いいかえれば法的人格と呼びうるものを構成してゆく。この過程では、協働的な関係の網の目から個人を切り出すような仕方と、最小単位としての自律的個人をさらに掘り崩すような仕方とが交差しながら、最終的な審査を引き受ける「個人」が析出されていることがわかった。上に例で述べた親族関係証明のプロセスでは、申請者の親族関係や知人関係といった関係性の網の目が書類上に織り込まれる。また、申請のプロセス自体が個人を超えたネットワークを通じて協働的に進行する。しかし、そうした関係の網の目は最終的に出入国移動の正当性が評価され審査される主体へ、すなわちひとりの個人へと集約されてゆく。と同時に、分割不可能な最小単位としての個人が、身体・生体情報や種々の身分情報へとさらに切り分けられながら、これも最終的には審査を引き受ける主体へと再構成される。これらの一連の複雑な過程において、個人の輪郭は不定である。ゆえに本人確認や個人の同定、審査という文脈において、確認・同定・審査される個人は一次的な存在ではありえない。それは確認や同定や審査のために、確認や同定や審査を通じて、それら

の一連の結果として析出されるものとして理解すべきだと考えられる。

【3. (イン)モビリティの「配分の政治」の理論化と、事例の位置づけ】

ビザの審査や出入国管理を考えるにあたり、「何人まで外国人観光客を受け入れるか」「国家安全保障上のリスクの最小化と人の移動の加速・増大をいかに両立するか」といった政治的・経済的・社会的なグローバル・ポリティクスの存在は無視できない。移動の政治学的批判は移民・難民の移動や国境問題をめぐってかつてから存在し、また地球規模の環境問題や気候変動、エネルギー問題等との関係においても政治的に調整されるべきものとして移動は対象化されてきた。そしてこの論点は、新型コロナウイルス感染症の流行下にいっそうの可視化をみているものでもある。誰をどのように移動させ、反対に誰をいかにして移動させないかを調整する政治、あるいは誰かの移動(不動)の実現を誰かの不動(移動)のしるしづけによって可能とさせるような不均衡が可視化されている。本研究では、そのようにして移動と不動とを人びとに振り分け配置してゆくポリティクスを「(イン)モビリティの配分の政治(politics of (im)mobility allocation)」として概念化する作業を行った。

移動を配分の問題として捉える視点は、すなわち移動を面的な構成物として把握しようとする視点である。移動はそれを支え促すインフラストラクチャーや不動物との関係においてはじめて可能となるような総体的＝相対的な現象にほかならないがゆえに、移動主体の主観や実践に還元してそれを語ることや、移動をその速さや距離や増減の推移といった線的イメージで語ることではその政治的な側面を見逃してしまうとともに、個別の移動・不動を独立したものとして描いてしまう。この（こういってよければ）移動多元主義的な見方を脱しなければ、移動と不動が他者の移動・不動との関係において配分されていく過程を語る可能性が締め出されてしまう。

本研究では、この「配分の政治」の中心的問題としてビザ申請を位置づけた。ビザの審査は特定の個人が顔のある存在として問題化される場面であると同時に、リスクと利益のバランスにおいて選別の対象となる人の群れとしても問題化される、生権力・安全装置的思考の作動の場でもある。他方で、ビザの申請を「配分の政治」の内側においてなされうるひとつの実践の可能性として捉えかえすならば、それは自らに配分された、あるいはされようとしている移動の(不)可能性を調整しようとする実践として、あるいは自らの移動性と位置を見いだし獲得していこうとする交渉実践として位置づけうるものである。しかし、予定していた参与観察調査が新型コロナウイルス感染症の影響によって遂行不可能となったために、この実践の詳細に関する民族誌的データは十分とはいえない。したがって可能性の次元に留まるものであるが、本研究期間の成果として得られたこの視座を以後の現地調査において批判的に展開させていきたいと考えている。

7 東アジア研究および文化人類学にとっての学術的意義

【東アジア研究にとっての意義：観光という短期滞在移動が再編するトランスナショナルな関係性】

項目3「研究開始当初の背景」においても述べたように、東・東南アジアにおける人びとの越境移動に関しては、労働移住や国際結婚を契機にトランスナショナルな社会関係を構築してゆく人びとの生活実践が盛んに論じられてきた。特にフィリピンは、日本や香港へ越境する人びとのアイデンティティや国境を越えたネットワークの動態に関する民族誌的な研究が1980年代以降豊かに蓄積されてきた。中・長期的な滞在や移住を主に対象化してきたそれらの研究群の知見に対して、本研究は観光・親族訪問を目的とした数日から数か月間の短期滞在移動の事例から接続を図るものである。

本研究は、訪日観光を目的とするフィリピン人が観光ビザを取得しようとする際に、いかに在日フィリピン人コミュニティやフィリピン内での人びとの関係性、SNS上の他者とのネットワークが引き合いに出されるのかを明らかにしてきた。たとえば日本人または在日フィリピン人が招聘人となって、招

聘に必要な書類を日本側で準備する際、カトリック教会や職場を軸としたコミュニティ内で過去に招聘書類に関与した経験のある人物を探したり、紹介してもらったりすることが試みられる。また、こうしたネットワークの活用は、ビザ申請者が旅行会社の窓口に立っている時にもなされる。ビザ申請者はFacebookのメッセンジャーアプリや電話で日本側の招聘人とリアルタイムでコンタクトを取りながら、旅行会社の窓口や待合用の椅子で書類を記入したり、招聘人側の必要書類に関する旅行会社職員からの指示・助言を伝達したりする。こうした越境的な協働作業を経由して申請者と招聘人それぞれの必要書類の「パッケージ」が構築されてゆくのであり、その「履歴」が最終的なビザ審査の結果を——つまりそこで審査される「人格」の評価を——左右しうる側面がある。

このように、フィリピンからの訪日観光ビザ申請の過程には、在日フィリピン人たちがすでに構築してきたネットワークや過去に訪日経験のある人びとの知識・ノウハウが織り込まれている。いうなればフィリピンからの訪日観光という短期滞在の越境移動は、その移動の手前でなされるビザ申請の手続きに着目することによって、労働移住や国際結婚などの中・長期的な滞在を伴う越境移動と接続された実践として理解可能となるのである。以上から、本研究は、先行研究が指摘してきた越境移動とトランスナショナルな社会関係の今日的動態を観光移動から描きなおす意義を有するとともに、越境移動の経験を他者の過去／未来の越境移動経験との関係のなかで理解してゆく関係論的な分析視点を提示する理論的可能性をもつものだといえる。

【文化人類学にとっての意義：人格性をめぐる議論との接続】

本研究は、「人格の社会性」が関係のなかで可視化されたり、関係性のなかで一時的に個が輪郭づけられたりするプロセスが、ビザ申請書類という、近代国民国家における統治技法のひとつとしての「紙／文書」のうえにいかにかき込まれていくのかを明らかにしてきた。「6 研究成果」において示したように、ビザ申請の過程では申請者の親族関係や出生をめぐる人間関係が参照され折り畳まれながら、そうした個を超えた関係性の束が最終的に特定の形式性のうえで「書類上の個人」というべき法的人格へとまとめあげられてゆく。その人格は、審査を引き受ける申請者本人の代理人という意味で当人と重なり合うが、審査自体は大使館というブラックボックスにおいて申請者不在のなかで進行するという点で、そこに徹底した断絶が生じる。

以上の考察が示すのは、所与の一次的個人が（何らかの目的や権利のために）申請を行うという順序は倒錯しているということであり、道具としての近代的個人が申請によって、申請のうえに、申請を通じて構築されるのだと理解しなければならないという点である。断片化された情報の集積や、さまざまな関係性の切断や伸長の結果まとめあげられた「書類上の個人」に具体的な輪郭づけを行い、それを法的な人格として認めるために結果的に可視化されるのが「ビザ申請者本人」という道具的な「個人」にほかならない。新型コロナウイルス感染症の影響によって予定していた現地調査が不可能となったがゆえにデータの厚みに一定の限界があるが、以上のような観点は、メラネシアや南アジア研究における人格性と個人性の議論を、近現代特有の現象としての観光の文脈において、あるいは移動する個体とその身体を捕捉する生政治的な統治技術の問題において再定位する可能性を示唆するものである。